

【令和9年度 玉村町放課後児童クラブ利用申込案内(公設公営・民営)】

玉村町役場 子ども育成課 64-7719

○対象児童 原則として以下の①～③を満たす児童

- ① 玉村町内の小学校に在籍する、1年生から6年生までの児童
- ② 保護者及び同居（別世帯・同一敷地内含む）の方が、就労等により平日の放課後や土曜日・夏休みなどの学校休業日の昼間に、常時留守となっている家庭の児童
- ③ 保護者や祖父母等により、児童の送迎が可能である児童

《注意》以下の場合は、常時留守家庭に該当しません

- ・保護者が早朝・深夜勤務等だが、児童の下校時刻に在宅している場合
- ・保護者の就労が内職の場合

○合同申込受付期間

1. 通常利用 ※定員を超える申し込みがあった場合、待機となります。

※年度内に育児休業が終了し、復職予定がある場合は、あらかじめ申し込むことができます。

《令和9年4月 利用希望》

第1回受付分から順に利用調整を行い、定員を超えた時点で待機となります。

受付期間（日曜・祝日は除く）		結果通知
第1回	令和8年11月2日(月) ～ 16日(月)	1月中旬頃
第2回※	令和9年1月25日(月) ～ 2月5日(金)	2月中旬頃

※ 第1回受付分の利用調整の結果、定員を超えた場合、第2回の受付分は待機となります。

《令和9年5月以降 利用希望》

受付期間（日曜・祝日は除く）	結果通知
利用希望月の前月10日まで ※保険加入の手続きが必要となりますので、早めの申請をお願いします。	利用希望月の 前月20日頃

2. 長期休業期間(夏休み等)のみの利用

定員に空きがあるクラブのみ受け付けます。定員を超える申し込みがあった場合は、他の空きがあるクラブへのご案内となります。

利用希望期間		受付期間（日曜・祝日は除く）	結果通知
春休み	年度始め（4月）	令和9年 2月15日(月) ～ 26日(金)	3月上旬頃
夏休み		令和9年 6月 1日(火) ～ 14日(月)	7月上旬頃
冬休み		令和9年11月19日(金) ～ 30日(火)	12月上旬頃
春休み	年度末（3月）	令和10年 2月14日(月) ～ 25日(金)	3月上旬頃

○受付場所・時間

場 所 : 利用を希望する各放課後児童クラブ

時 間 : 月～土曜日（日曜・祝日・年末年始は除く）

午後2時～6時（ただし、土曜日は午後5時まで）

※土曜日に申込書を提出する場合は、前日午後6時までに各クラブへ電話予約をしてください。

※申込書類に不備や不足等がある場合は受け付けできません。また、追加で書類の提出をお願いすることがあります。期間に余裕を持ってお申し込み下さい。

※公設公営・民営のクラブと民設民営のクラブ（がんばりっこクラブにしきの）の同時申請はできません。（申請したことが判明した場合は申請取り消しをする場合があります。）

○必要書類

- 1 利用申込書（児童1名につき1枚）
- 2 保護者等が、児童の保育ができないことを証明する書類（証明発行日から1カ月以内のもの）

保育ができない理由	必要な書類
① 就労	就労証明書【放課後児童クラブ用】 （町指定様式に勤務先で証明を受けたもの） <u>※個人事業主（自営業、農業など）の場合、ご自身で記入し、確定申告書の写し等事業実態が分かるものを添付してください。</u> ※変則勤務等により勤務状況の記載が困難な場合は、直近3カ月分のシフト表（勤務時間、勤務日数がわかるもの）を添付してください。 ※勤務予定の場合、勤務開始後に証明されたものを再提出する必要があります。 【育児休業終了後の利用希望の場合】 ・勤務証明書に育児休業期間・復職予定日を記載してください。 （出産前の場合は、出産予定日が確認できるものも添付／母子手帳・妊婦健診の受診票の写し等）
② 就学	在学証明書または合格通知書、およびカリキュラム表等 ※入学予定の場合、入学後に証明された在学証明書または学生証の写しを提出する必要があります。
③ 病気・障がい	医師の診断書等 （児童の保育が困難であることが明記されているもの） ※障害者手帳等で保育が困難であることが確認できる場合は、手帳等の写しでも可。
④ 親族を常時 看護・介護	申立書 （障害者手帳、介護保険証、医師の診断書等、要看護・要介護状態であることが確認できるものを添付）
⑤ 出産前後3カ月	母子手帳・妊婦健診の受診票の写し等 （出産日または予定日が確認できるもの）
⑥ その他	状況に応じて担当で決定

- ・児童の父または母が、単身赴任等で別居している場合でも、書類の提出が必要です。
- ・申込書類等の記載事項に虚偽があった場合は、申し込みが無効になります。
- ・申込内容に変更があった場合は、速やかに各クラブへ連絡し、必要書類を提出してください。
- ・上記以外の書類が必要になることもありますので、ご了承ください。

○審査・選考

- ・**低学年を優先**とし、保護者の就労状況や児童の学年等を点数化して、審査・選考を行います。申込状況によっては、利用をお待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、定員を超過していなくても、基準点に満たない場合は利用ができません。審査・選考に関する点数等については非公開です。
- ・申請書類の内容について、保護者や勤務先へ電話等により確認することがあります。
- ・お子さんの発育状況や生活習慣の様子を確認するために、面接等をする場合があります。
- ・同居または町内に保護者に代わる者（祖父母等）が居住し、保護者に代わって保育ができる場合は、利用をお断りすることがあります。

○使用料（変更になる場合があります。）

- ・通常使用料 月額 6,000 円（おやつなし）8 月のみ 7,000 円（おやつ・給食なし）
 - ・延長使用料 月額 1,000 円（ただし月の利用が 5 日未満の場合、1 日あたり 200 円）
- ※放課後児童クラブ利用者の傷害保険料（年額 1,000 円程度）については、別途徴収いたします。
- ※家庭の事情（ひとり親等）に応じて使用料の減免があります。
- ※その他 クラブの活動に必要な費用を負担していただく場合があります。

お問い合わせ先（市外局番：0270）

○玉小放課後児童クラブ（玉小区）：61-6181	○放課後児童クラブ スマイル（玉小区）：50-0477
○芝根小放課後児童クラブ（芝根小区）：27-5610	○上陽児童館（上陽小区）：64-6565
○中央児童館（中央小区）：64-1400	○南児童館（南小区）：64-7654